

ひとり親家庭等医療費助成制度について

この制度は、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

1. 助成対象者

《ひとり親家庭の父又は母》

南関町在住のひとり親家庭の父又は母で20歳未満の児童を扶養している方

《ひとり親家庭の児童又は父母のない児童》

18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの間にある児童

* 但し、児童扶養手当法第9条、第9条の2及び第10条に規定する所得額以上のときは助成がありません。

2. 助成の範囲

助成対象経費は、医療費の一部負担金の3分の2です。

(ただし、社会保険各法の規定による附加給付並びに国民健康保険法及び社会保険各法の規定による高額療養費等がある場合は、一部負担金からその額を控除した額の3分の2の額)

※保険給付の対象とならない電気器具使用料、おむつ借料、診断書代、容器代、その他保険外の費用については助成できません。

※学校でのケガの場合は、学校の保険「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」をご利用ください。

3. 申請の方法（申請書は、病院ごと、月ごと、個人ごとに必要です）

① 申請書は、日付、住所、氏名、押印のうえ、申請者の欄を記入します。

イ 領収書を一緒に添えて提出する。

ロ 診察を受けた医療機関や調剤薬局等で、申請書の医療機関の欄を記入してもらい提出する。

(領収書に、診療を受けた人の氏名が記入していないものや、レシートは受付できません。医療機関に領収書を発行してもらうか、申請書に記入してもらってください。)

② 申請書を役場福祉課に提出してください。

4. 助成対象期間

助成の申請は、診療を受けた月の翌月から起算して1年を経過した月の翌月以後にはすることができません。

5. 届出について

加入保険が変わった場合や、住所、氏名の変更、受給資格を失ったときは受給資格証・保険証・印鑑を持参のうえ、直ちに届けてください。